

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

適用要件: 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した設備

適用期間: 新たに固定資産税(償却資産)が課されることとなった年度から3年間

対象設備	提出書類	出力・種類	特例率
「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」の交付を受けて取得し、売電をしていない太陽光発電設備	A	1,000kw未満の太陽光発電設備	2分の1
		1,000kw以上の太陽光発電設備	12分の7
経済産業省(又はJPEA)による認定を受けて、売電をしている設備	B	20kw未満の風力発電設備 5,000kw以上の水力発電設備	
		10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備 (バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。)	14分の11
		20kw以上の風力発電設備 1,000kw未満の地熱発電設備 10,000kw以上20,000kw未満のバイオマス発電設備 (バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものを除く。)	2分の1
		5,000kw未満の水力発電設備 1,000kw以上の地熱発電設備 10,000kw未満のバイオマス発電設備	3分の1

[提出書類A]

- ・償却資産申告書
- ・課税標準の特例適用届出書
- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金確定通知書の写し
- ・設備の概要がわかる書類(見積書、仕様書等)

[提出書類B]

- ・償却資産申告書
- ・課税標準の特例適用届出書
- ・経済産業省(又はJPEA)の固定価格買取制度に係る認定通知書の写し
- ・設備の概要がわかる書類(見積書、仕様書等)
- ・電力受給契約のご案内(申込書等)の写し